

秩父市中期財政計画

(第4次 財政健全化計画)

令和8年3月

秩 父 市

目 次

はじめに	1
I 中期財政計画	
第1章 計画の基本的事項	2
1 計画の内容	2
第2章 市財政の現状	3
1 市財政の現状	3
2 財政構造の特徴	3
第3章 中期財政計画（財政プラン）	8
1 歳入の見通し	8
2 歳出の見通し	11
3 取り組むべき課題	15
4 目標の設定	16
5 中期財政計画（財政プラン）	17
II 第4次 財政健全化計画（令和3年度策定）	
第1章 計画の基本的事項	18
1 基本的理念	18
2 計画の内容	19
第2章 財政健全化計画	19
1 人件費	19
2 扶助費	20
3 公債費	20
4 物件費・維持補修費	21
5 補助費等・繰出金・出資金	22
6 歳入確保（その他取り組むべき方策）	23
むすびに	24

はじめに

本市においては、合併後 20 年が経過し、合併特例法に基づく普通交付税の優遇措置も平成 28 年度から段階的に削減され、令和 3 年度には合併にかかる財政的な特例がすべて終了したため、財政構造の大幅な見直しが必要となります。

また、市税収入の大幅な増加が見込めない中、物価高騰の影響が懸念されることに加え、施設の老朽化に伴う維持管理に係る経費の増加が見込まれることから、今後、さらに厳しい財政状況が予想されます。

これらを踏まえ、将来的に持続可能な行政基盤を確立していくためには、中長期的な視点に立った規律ある健全な財政運営を堅持する必要があるとあり、最新の指標を反映させた「中期財政計画」を策定しました。本計画は、市財政の現状分析を行い、将来の財政収支の見通しを明らかにしています。

また、令和 3 年度に改訂した「第 4 次財政健全化計画」は、中期財政計画を実現するための行動指針となっており、2 つの計画が両輪をなしているために合冊としました。

これらの計画を今後の財政運営の指針として活用するとともに、総合振興計画に掲げる将来都市像「笑顔がつながる 自然と文化のまち ちちぶ」の実現に向け、健全で規律ある財政運営に努めてまいります。

I 中期財政計画

第1章 計画の基本的事項

1 計画の内容

(1) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(2) 対象となる会計

普通会計のみを対象とします。

(3) 推計方法

- ・ 令和2年度から令和6年度までの決算額及び令和7年度予算額（補正予算計上額）を参考に、各年度の決算見込額を推計しています。
- ・ 税制、国・県の補助制度等については、現行の制度が継続する前提で推計しています。
- ・ 計画に用いる人口は、総合政策課公表の「秩父市の将来推計人口（令和7年4月1日現在）」によります。

<人口推計>

	実績値 ←			→ 推計値				
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
未就学児(0～5歳)	2,000	1,864	1,737	1,660	1,581	1,544	1,492	1,462
小中学生・高校生・大学生等(6～21歳)	7,839	7,610	7,376	7,121	6,899	6,632	6,380	6,132
小学生(6～11歳)	2,658	2,581	2,468	2,367	2,236	2,105	2,008	1,890
中学生(12～14歳)	1,493	1,418	1,389	1,363	1,375	1,315	1,266	1,180
高校生等(15～17歳)	1,605	1,568	1,520	1,471	1,403	1,371	1,345	1,358
大学生等(18～21歳)	2,083	2,043	1,999	1,920	1,885	1,841	1,761	1,704
実質生産年齢(22～64歳)	28,577	27,876	27,323	26,852	26,270	25,751	25,175	24,601
(22～59歳)	24,395	23,740	23,250	22,744	22,280	21,704	21,107	20,537
(60～64歳)	4,182	4,136	4,073	4,108	3,990	4,047	4,068	4,064
前期高齢者(65～74歳)	9,499	9,255	8,990	8,693	8,503	8,328	8,171	8,081
後期高齢者(75歳以上)	10,977	11,201	11,422	11,519	11,588	11,590	11,633	11,587
合計	58,892	57,806	56,848	55,845	54,841	53,845	52,851	51,863

(4) 計画の更新

決算状況や経済動向、税制改正を考慮して、毎年度ローリングを行うこととします。

第2章 市財政の現状

1 市財政の現状

地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来や地方分権・広域行政の進展など、時代の変革への対応が求められています。

秩父市は、こうした行政課題に対応するため、平成17年4月に合併しました。合併に伴い、合併特例期間の令和2年度までは普通交付税の優遇措置や合併特例債の活用などのメリットを享受できました。

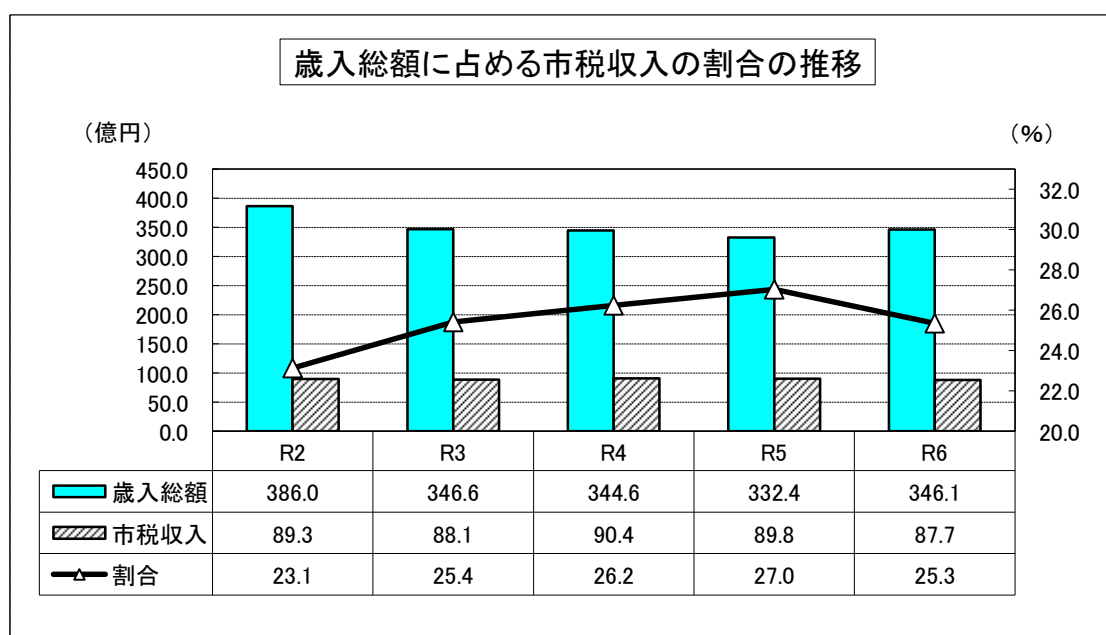
しかし、秩父市の財政は歳入に占める依存財源の比率が高く、財源確保において厳しい状況にあることに変わりありません。高齢化も全国平均を上回る状況で進行しており、医療・福祉の充実に対する住民ニーズは高まっています。また、森林をはじめとする環境保全、次代を担う人づくりのための教育環境の整備、公共施設の老朽化、再編等への対応など、今後の行政運営に必要な経費は多大であり、市財政に対する不安は増大しています。

2 財政構造の特徴

秩父市の令和2年度から令和6年度までの歳入・歳出の財政分析を行いました。

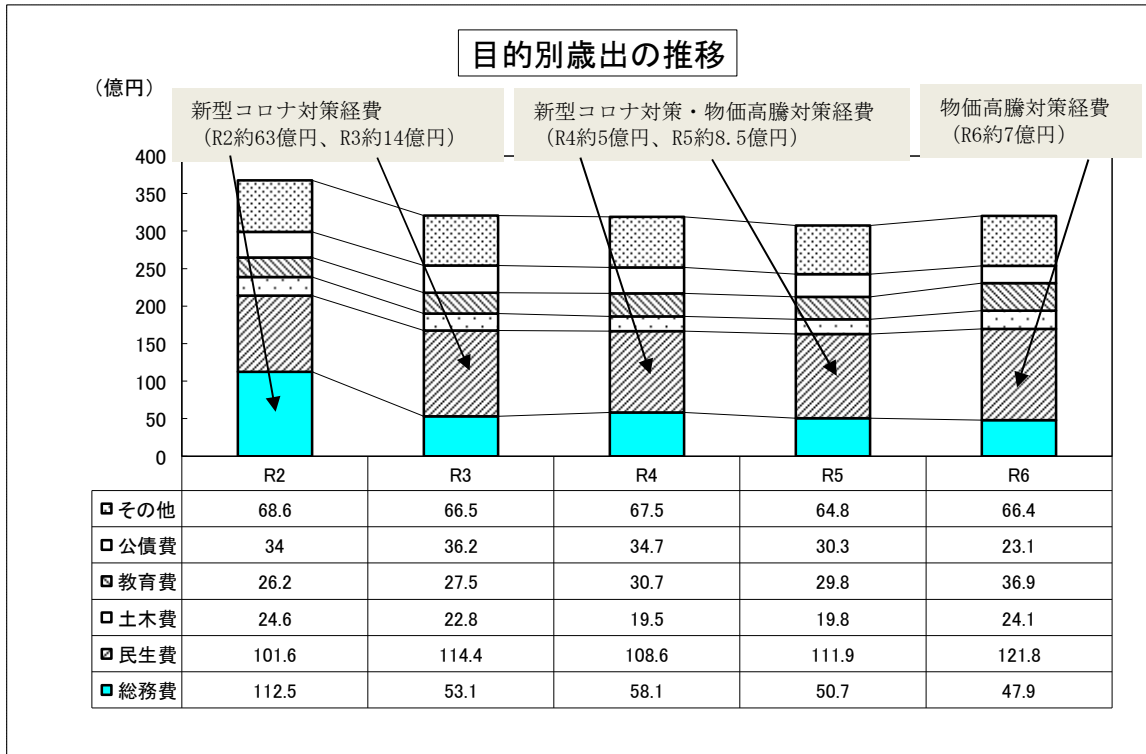
(1) 歳入の状況

歳入の柱となるべき市税収入の歳入総額に占める割合は、令和元年以前は29%程度で推移していましたが、令和2年度以降は低水準となっています。これは、令和2年度から令和5年度までの新型コロナウイルス感染症対策経費や、令和4年度以降の物価高騰対策経費に係る国庫補助金等により歳入総額が増額したため、相対的に割合が低くなっていることによります。令和6年度の市税が減額になっているのは、国の定額減税に伴い、個人所得割が減額となったためです。



(2) 歳出の状況（目的別）

歳出の構成を行政目的別に見ると、民生費の構成割合が高い傾向が続いています。社会保障経費の増加がその一因となっていますが、特に令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症対策経費や物価高騰対策経費により増額となっています。また、令和2年度の総務費についても新型コロナウイルス感染症対策経費による増額となっています。



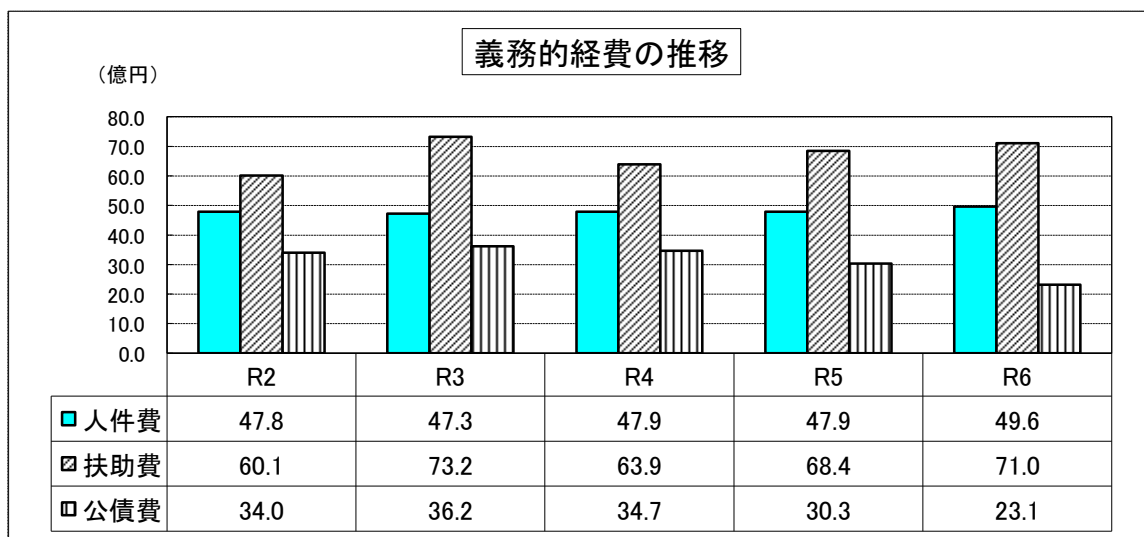
(3) 歳出の状況（義務的経費）

義務的経費は、歳出のうち容易に節減できない硬直性の強い経費のことです。

人件費は、令和2年度から会計年度任用職員が人件費に計上されたことにより増額となりました。その後はほぼ横ばい傾向が続いていましたが、令和6年度は会計年度任用職員に新たな手当が創設されたことなどもあり、増額となっています。

扶助費は、景気の低迷による影響もありますが、保育園の運営や医療費助成、障がい者・高齢者支援に要する経費、児童手当の支給等により、年々増加しています。令和3年度に急増しているのは、新型コロナウイルス感染症対策経費の増額によるもので、令和5年度から再び増額しているのは、物価高騰対策経費の増額によるものです。

公債費は、市債総額を抑制するために繰上償還を積極的に行っていましたが、令和6年度は行わなかったため減額となっています。公債費については、借入額、借入期間によって増減がありますが、交付税措置率が高い地方債を選択することによって、実質的な返済負担の軽減を図っています。



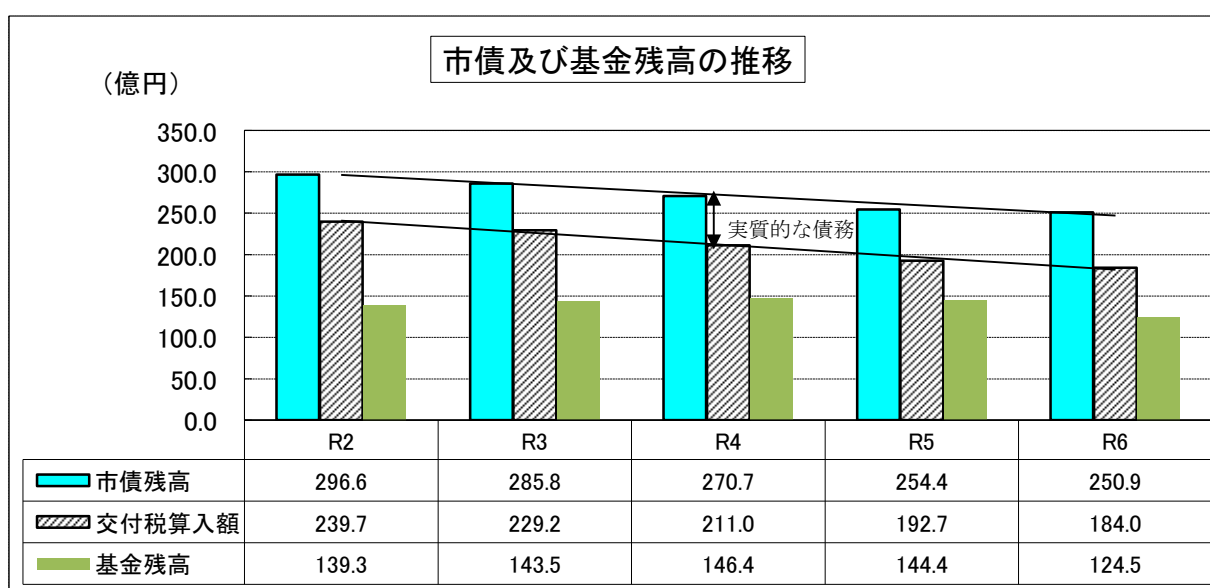
(4) 市債及び基金の状況

市債は、将来にわたり償還義務が発生しますが、長期間市民が利用する施設の建設等について、現役世代の市民だけでなく将来その施設を利用する市民を含め、長期間にわたり経費を負担する「世代間の負担の公平」を図る機能があります。

市債残高は、臨時財政対策債や合併特例債の発行により増加しましたが、令和5年度まで繰上償還を行ったことにより減少傾向にあります。

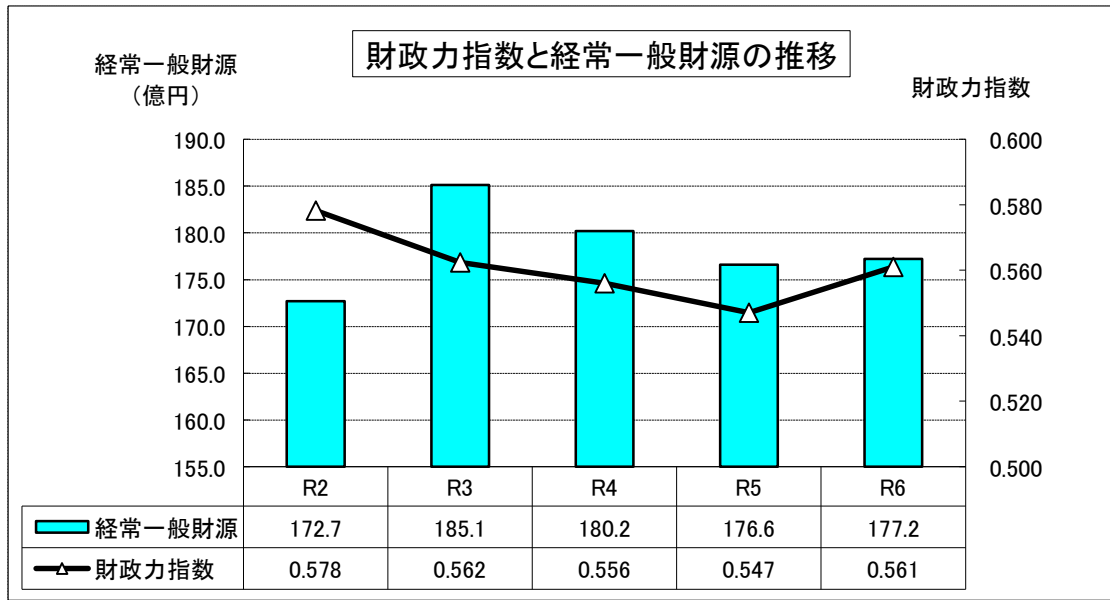
基金は、その性質上、奨学資金のように貸付を目的とし、原資が減少しない定額運用のものや施設の建設や財源不足が生じたときその不足分を賄うために取崩すためのものがあります。秩父市は令和6年度末現在、一般会計で18の基金を有しています。

基金残高は、令和5年度まで現状維持を保っていましたが、令和6年度は減額となっています。今後は基金を活用して市債残高の抑制に取り組みつつも、財源調整機能を有する財政調整基金の残高は保持していくなど、市債と基金のバランスを注視していく必要があります。

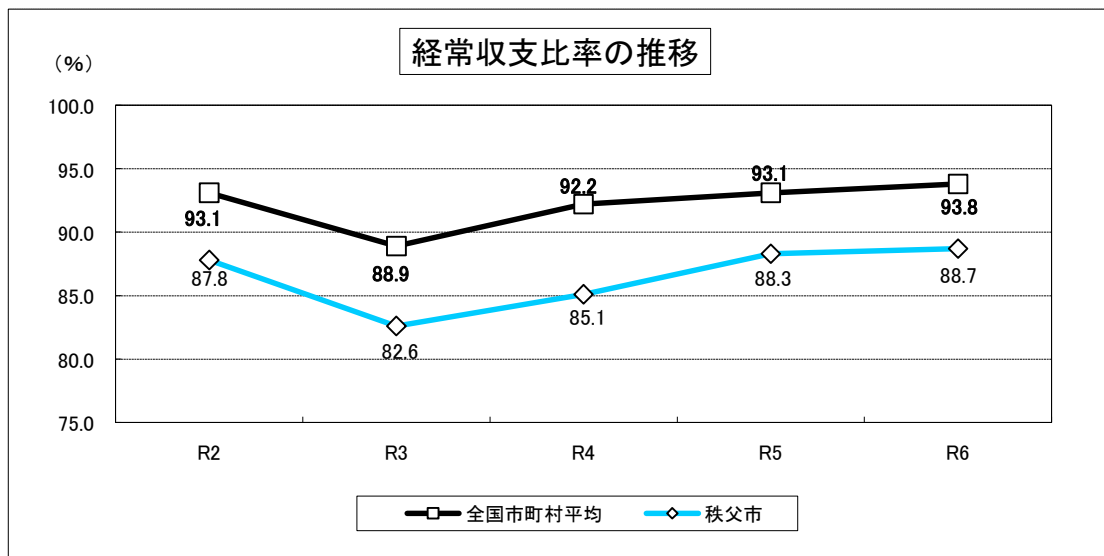


(5) 各種財政指標の推移

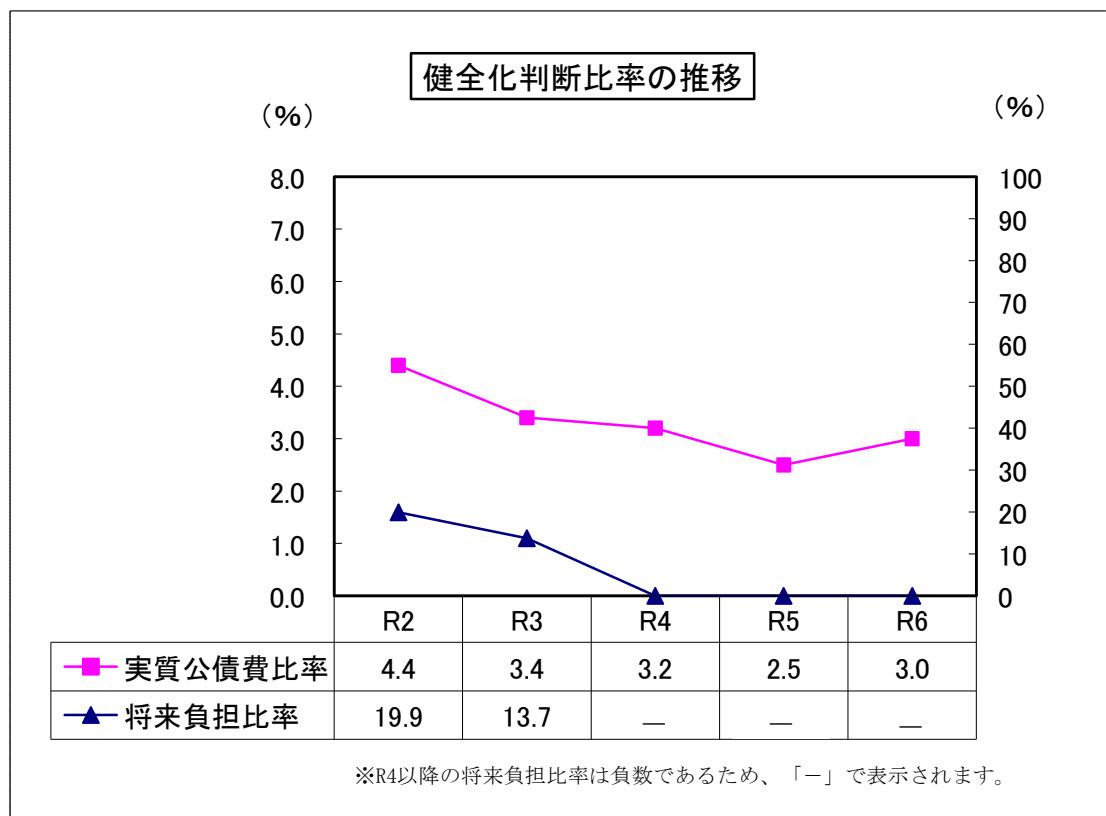
毎年度連続して継続的に収入される財源のうち、その用途が限定されない経常一般財源は市税と地方交付税が大部分を占めます。令和3年度、令和4年度に増加した要因は、臨時経済対策として地方交付税が増加したことによります。また、令和6年度の財政力指数は、前年度と比較して0.014ポイント上昇しました。



経常収支比率は、普通交付税及び臨時財政対策債の増額や財政健全化計画による行財政改革に取り組んだ結果、これまでの数値はいずれも全国平均より低い状態にあります。令和3年度は地方交付税や市税など経常一般財源の増加により数値が改善されましたが、令和4年度以降は人件費や光熱水費の増加等により数値が上昇しています。



健全化判断比率では、4つの指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がありませんでした。実質公債費比率は、令和6年度決算の数値が3.0%（3ヵ年平均）と令和5年度に比べて、0.5ポイント上昇しました。将来負担比率は令和4年度以降は負数であるため比率なしとなりました。いずれも、早期健全化基準、財政再生基準を大幅に下回っています。

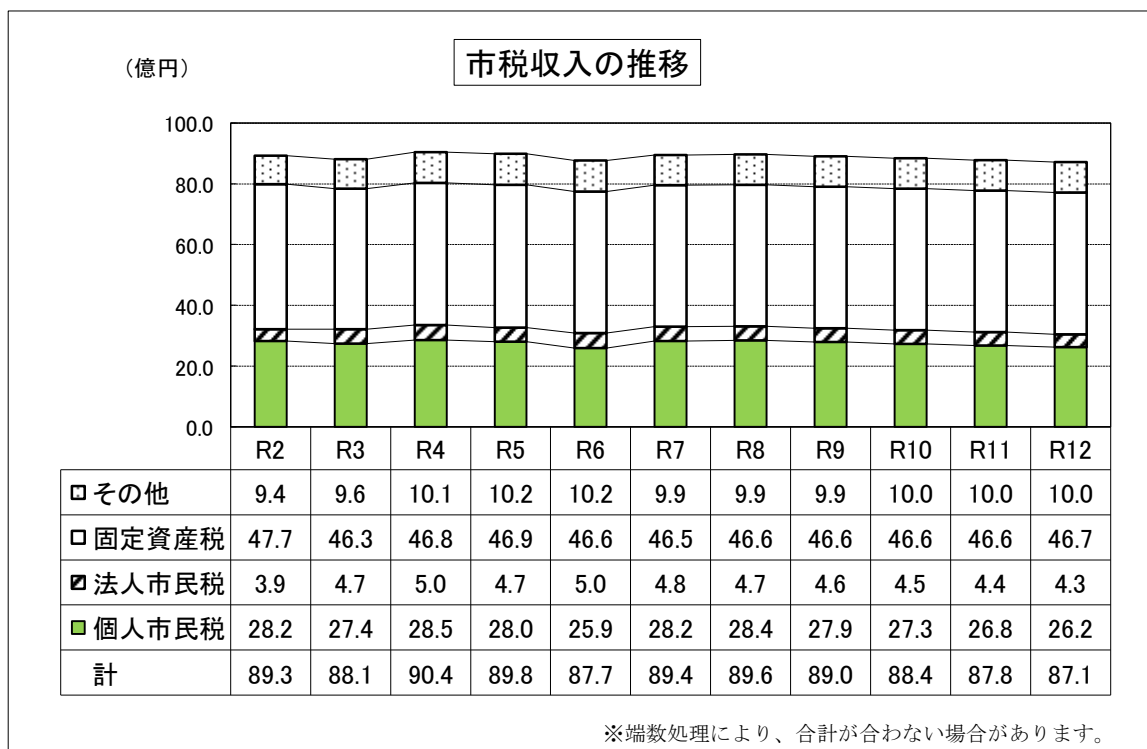


第3章 中期財政計画(財政プラン)

1 歳入の見通し

(1) 市税

市税は歳入の柱であり、歳入総額の25%から30%近くを占めています。令和9年度以降は人口減少の影響等を考慮し、個人市民税や法人市民税は微減傾向を見込んでいます。また、固定資産税は過去の実績を参考に、ほぼ横ばいを見込んでいます。



① 個人市民税

過去の決算額を参考に、前年度の実質生産年齢人口(22歳~64歳)の増減率を乗じた値を加算していますが、人口減等により減少していく見込みです。

② 法人市民税

過去の決算額を参考に、当年度の実質生産年齢人口の増減率を乗じた値を加算しています。経済成長率や個別企業の業績見通しは考慮せず、令和7年度以降から微減傾向になると見込んでいます。

③ 固定資産税

過去の決算額を参考に算出しています。償却資産は、今後の減価償却等を見込み、償却資産は1%、国有資産は2%をそれぞれ一律で減額としています。土地は横ばい、家屋は微増傾向になると見込んでいます。

④ その他市税

その他の市税には、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税があり、いずれも過去の決算額を参考に算出しています。軽自動車税は、低燃費等の理由で購入者が増えていることや税制改正により、微増で推移すると見込んでいます。市たばこ税、鉱産税、入湯税は微減傾向を見込んでいます。

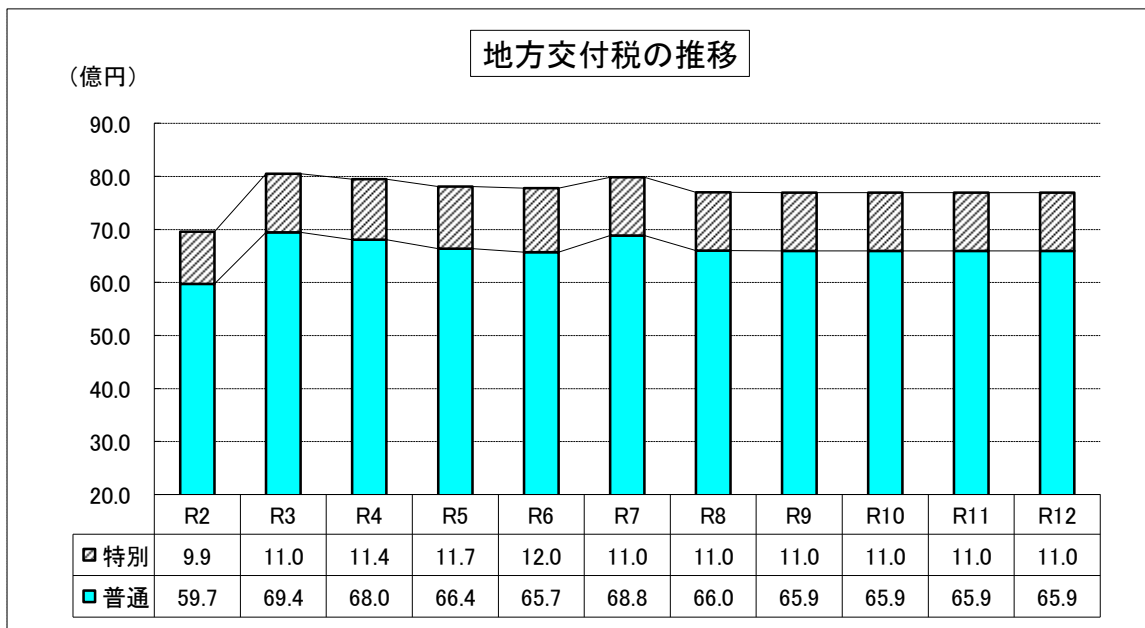
(2) 地方譲与税・交付金

地方譲与税には、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税があります。地方譲与税の収入額は、国の政策による暫定税率の見直し等により影響を受けますが、過去の決算額を参考に算出しました。森林環境譲与税は配分の見直しにより、今後増加が見込まれます。

交付金は、地方消費税交付金、自動車税環境性能割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方特例交付金、法人事業税交付金等があります。全体としては微減傾向で推移すると見込んでいます。

(3) 地方交付税

地方交付税は、市税とともに秩父市の歳入の約20%以上を占める重要な財源となっています。令和3年度から令和7年度は普通交付税の再算定が行われ、増加傾向にあります。令和8年度以降は再算定がないものとして見込んでいます。



① 普通交付税

秩父市は平成17年に合併しているため、平成27年度まで合併算定替の特例を受け、平成28年度から令和2年度にかけて段階的に減額となり、令和3年度からは特例措置が完全になりました。

しかし、令和3年度から令和7年度は臨時経済対策として再算定による増額があったため、大幅な増額となりました。令和8年度以降は再算定がないものとして見込んでいます。

② 特別交付税

過去の実績を参考に、今後災害等がない限り、10億円前後で推移すると見込んでいます。

(4) 国県支出金

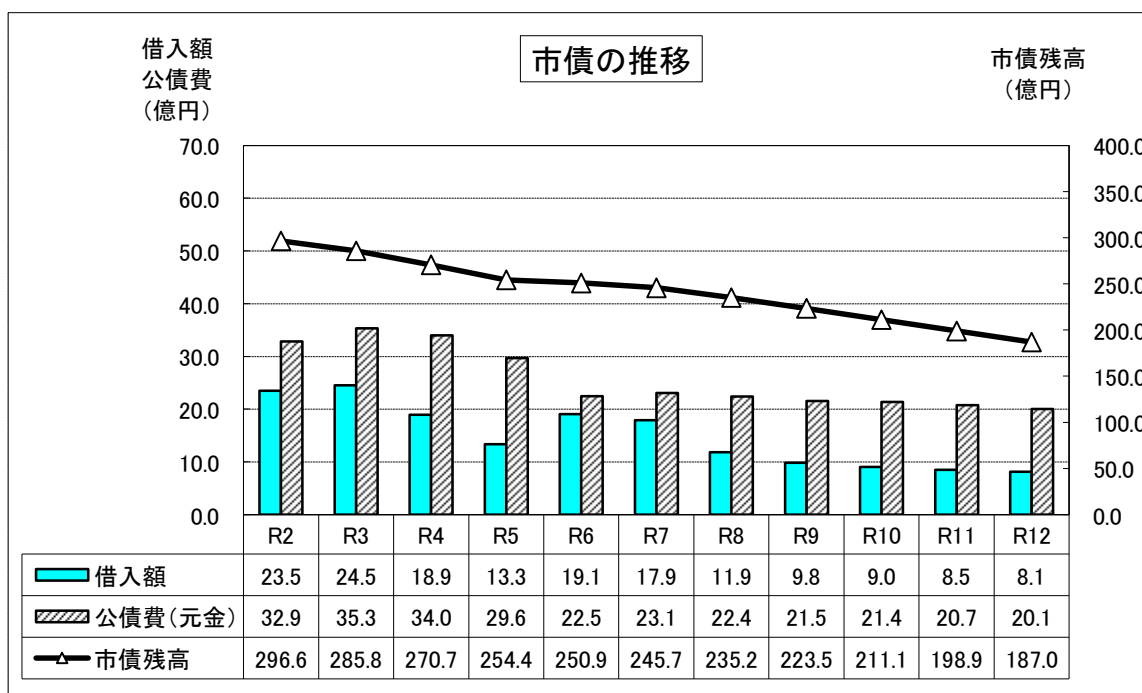
国庫支出金は、国の臨時的な経済対策や福祉給付に強く影響を受けるため、年度ごとの変動が大きくなっています。この分を除いて過去の決算額を参考に算出した結果、全体では微減傾向で推移すると見込んでいます。

令和2年度から令和6年度は、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策のため増加しています。

(5) 市債

辺地・過疎対策事業債など、交付税算入率の高い地方債を中心に、借入を予定しています。普通建設事業の事業規模から算出していますが、必要な事業及び規模を精査するとともに、基金を活用して市債の借入額を減少させていく計画です。

市債残高については、令和5年度まで繰上償還を行ったことに加え、毎年度、元金償還金を下回るよう地方債の借入を行うことで減少傾向が続くと見込まれます。



(6) 繰入金

基金からの繰入金と特別会計からの繰入金があります。大きな割合を占めるのは基金からの繰入金で、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金などがあります。過去の積立額、取崩額を参考にして、繰入額を算出しています。

(7) その他

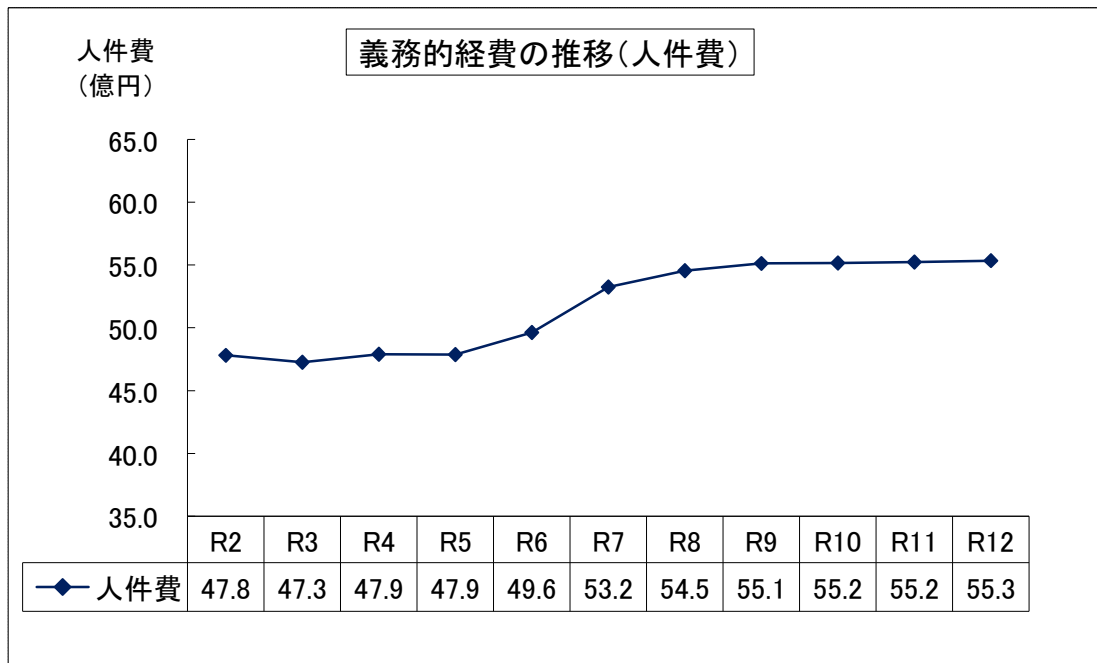
分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金などがあります。寄附金については、ふるさと納税寄附金を見込んでいます。また、使用料及び手数料については、受益者負担の原則から見直しを予定しています。その他はいずれも過去の決算額を参考に算出していますが、概ね横ばいで推移すると見込んでいます。

2 歳出の見通し

<義務的経費>

(1) 人件費

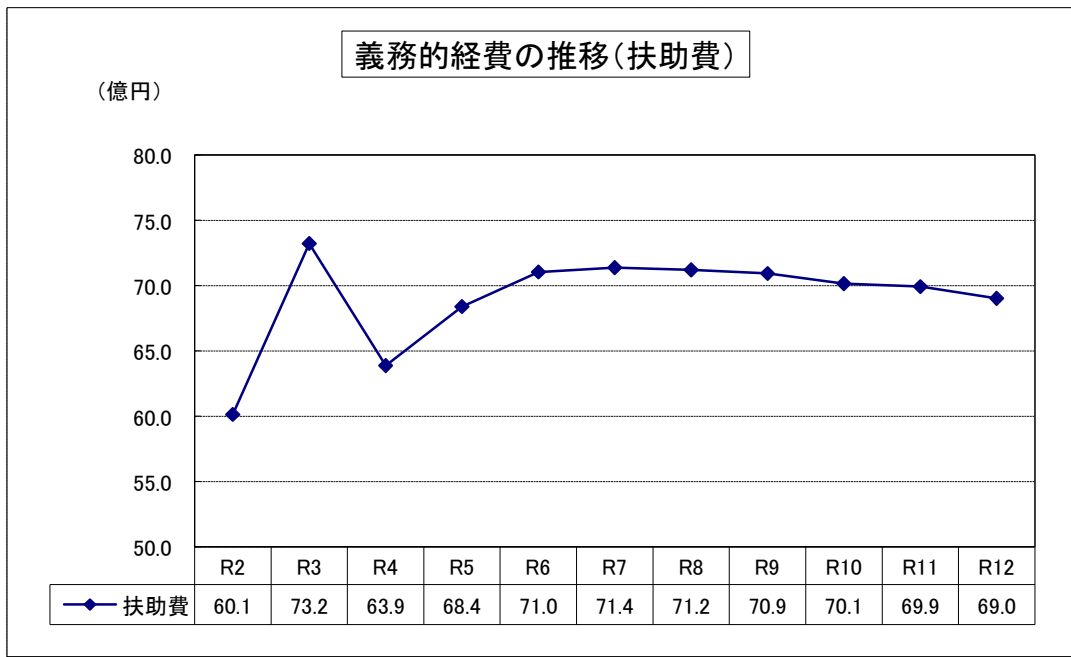
令和2年度から令和5年度までは、横ばい傾向が続いていましたが、令和6年度は会計年度任用職員に新たな手当が創設されたことなどもあり増額となっています。今後は給与改定による増額に加え、定年延長により職員削減が難しくなることが予想されることから、微増傾向で推移すると見込んでいます。



(2) 扶助費

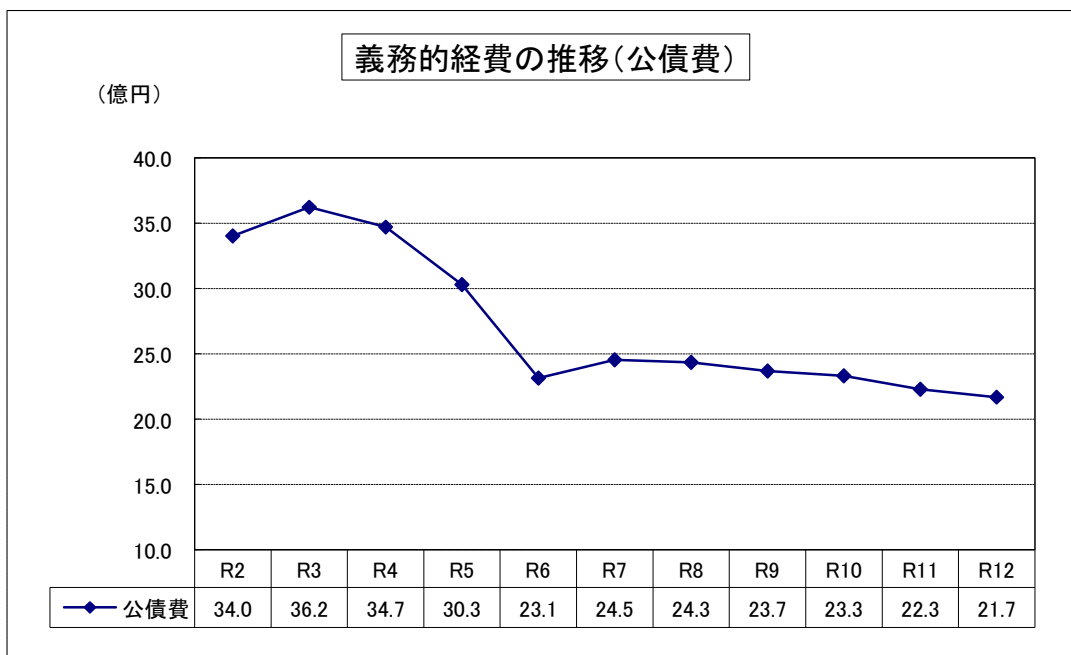
過去の決算額と人口の推移（高齢者人口、児童人口等）や社会保障制度の充実を参考に算出しています。

令和3年度に大きく上昇しているのは、新型コロナウイルス感染症対策によるものです。また、近年は扶助費全体で増加傾向となっていました。令和8年度以降は高齢者人口、児童人口の減少の影響により、減少傾向で推移すると見込んでいます。ただし、福祉制度の変更によっては増加する可能性があります。



(3) 公債費

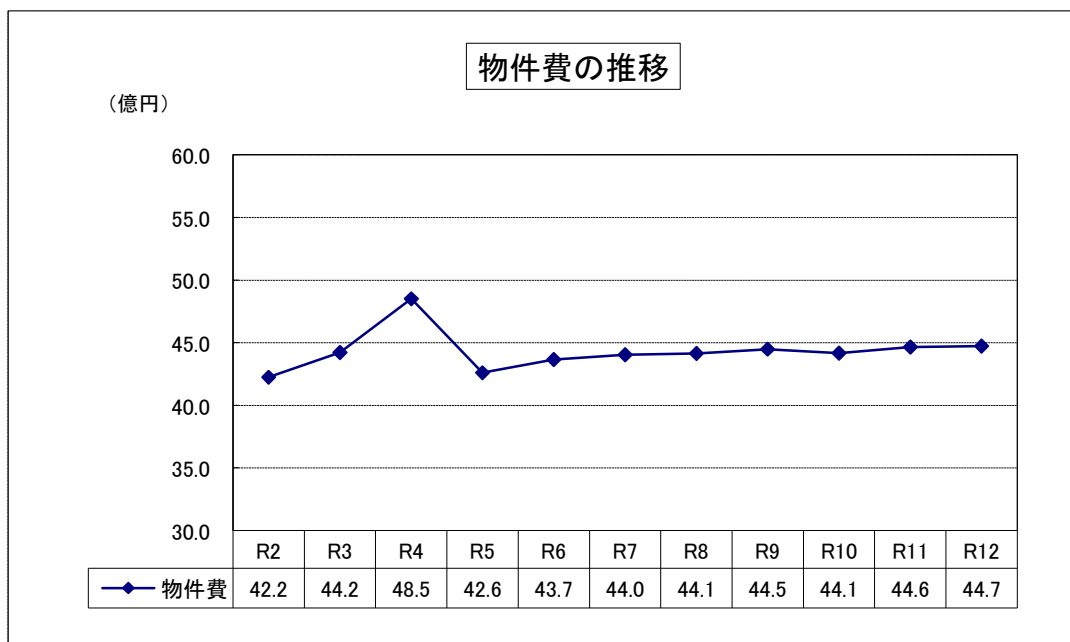
既に発行した市債の今後の償還額を見込むとともに、新規に発行する市債については普通建設事業費の実績をベースに算出し、臨時財政対策債の発行は見込まず、水道事業出資債は令和8年度以降減少する前提で償還額を見込んでいます。令和5年度まで市債の繰上償還を行っていたため、繰上償還額により公債費は増減しますが、各年度で公債費が抑制できる見込みです。



＜その他の経常的経費＞

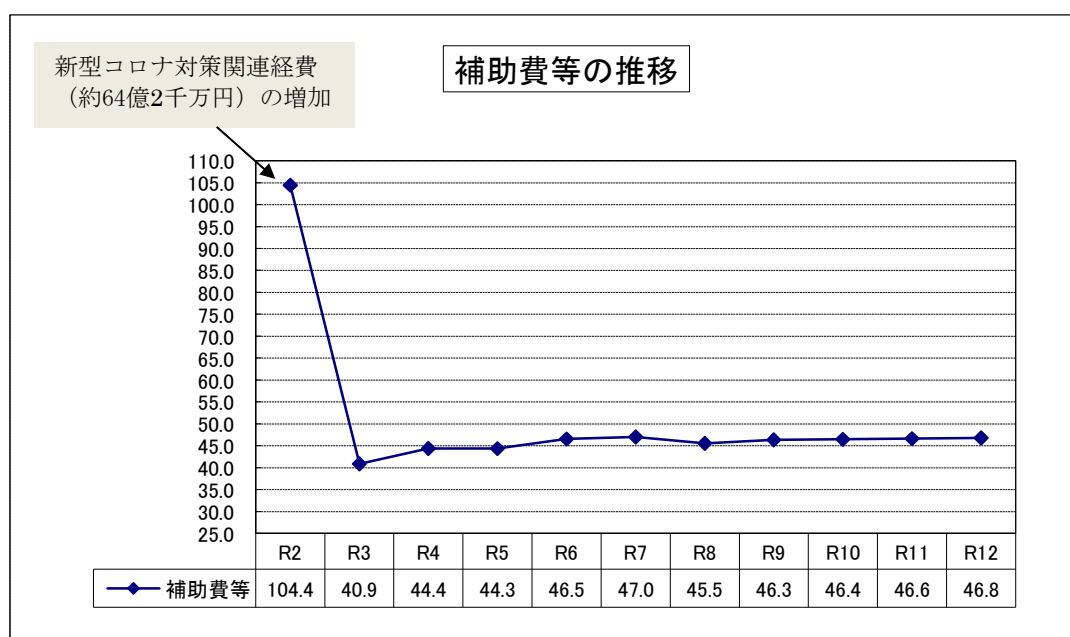
(1) 物件費

過去の決算額をもとに算出しています。新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰により増加傾向にあります。物価高騰は続いているため、その後も微増で推移すると見込んでいますが、ファシリティマネジメントの推進など経費の抑制が必要となっています。



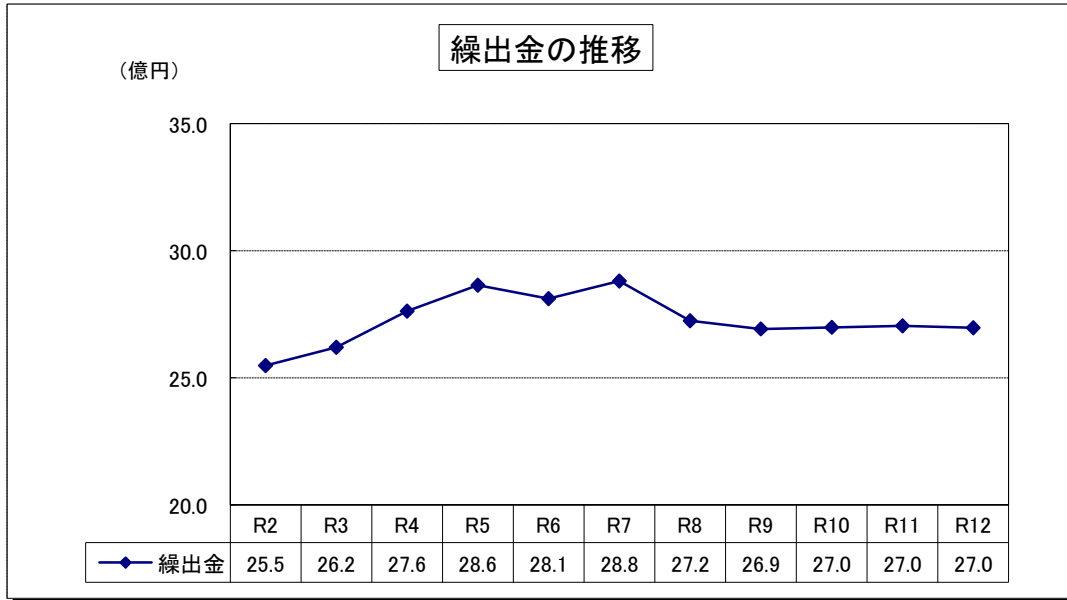
(2) 補助費等

一部事務組合の負担金や各種団体への補助金等が含まれます。令和2年度の増加は、新型コロナウイルス感染症対策によるものです。その後は横ばい傾向で推移すると見込んでいます。



(3) 繰出金

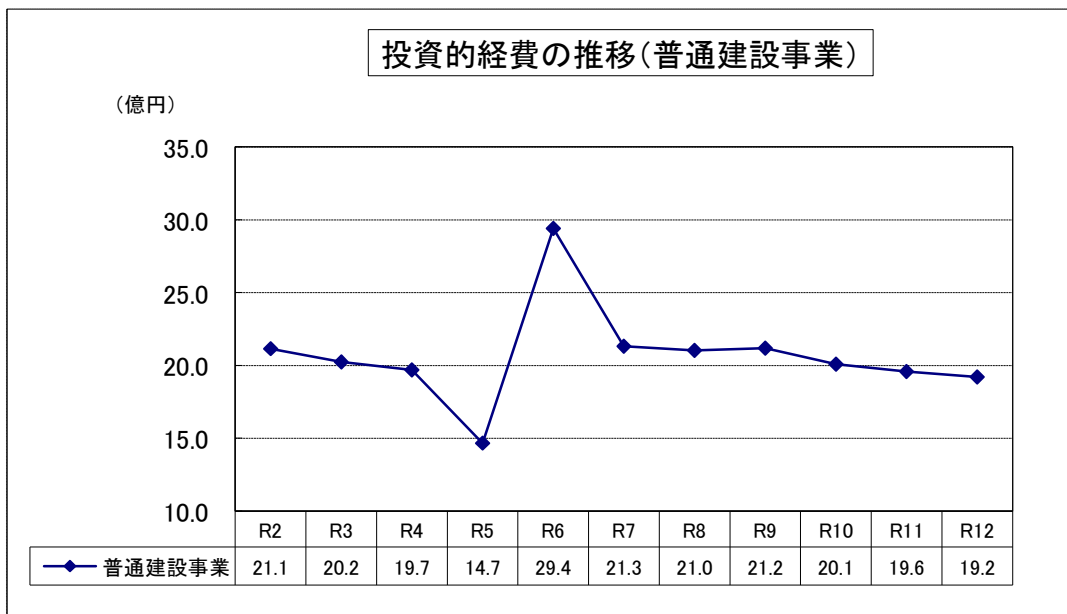
国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計などに繰り出しています。令和8年度は国民健康保険税の改正により赤字繰出が減少することが見込まれ、その後は横ばい傾向で推移するものと見込んでいます。



<投資的経費>

(1) 普通建設事業費

令和6年度は小学校大規模改造工事により大きく増加しています。その後は横ばい傾向で推移していくと見込んでいます。今後は総合振興計画や公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に実施していきます。



(2) 災害復旧費

令和元年台風19号の事業費を最後に、災害復旧費は計上していません。

3 取り組むべき課題

(1) 自主財源の確保

秩父市の自主財源は、歳入全体の約45%程度しかありません。

平成27年度で普通交付税の合併特例期間が終了し、平成28年度から減額が始まり令和2年度で終了し、令和3年度から特例措置がなくなりました。

自主財源の確保が重要な課題となっていることから、以下の取組を強化します。

- ① 市税収納率の向上
- ② 公共料金収納率対策
- ③ 使用料・手数料等の受益者負担の適正化
- ④ 未利用財産の売却
- ⑤ 行政財産の有効活用
- ⑥ ふるさと納税寄附金の募集、クラウドファンディングの活用
- ⑦ 定住・交流・関係人口を増加させ、税収や経済波及効果を高める取組

(2) 経常経費の削減

令和4年度から令和8年度を計画期間とする第4次財政健全化計画では、経常収支比率85%を目標としています。令和6年度の全国市町村平均値は93.8%と非常に厳しい状況のなか、本市は88.7%と比較的良好な数値となっています。健全な財政が維持できるよう、85%を目標に取り組み、今後も一層の経費削減に努力していきます。

① 人件費

定員適正化計画、組織の改編及び事務事業の見直しにより、今後も計画的に人件費の削減を行います。また、会計年度任用職員数についても適正化を図ります。

② 物件費

ファシリティマネジメントによる公共施設の統廃合を含め、コストの削減を徹底します。

③ 補助費等

秩父市補助金等健全化に関する要綱に基づいて、補助金・負担金等の適正な交付を行います。

④ 繰出金

特別会計、公営企業会計に対しても経営努力を促し、繰出金を抑制します。

⑤ 公債費

必要な事業の財源として発行する場合は、辺地対策事業債、過疎対策事業債など、後年度の交付税措置率が高いものを活用することで、実質的な市の負担を軽減していきます。

(3) 予算編成手法の工夫と事務事業の見直し

平成30年度予算の編成作業から、部局ごとに予算枠を配分する「枠配分方式」を採用しましたが、予算総額が増加していることから、令和8年度予算の編成作業から一件査定方式に戻し、予算規模の縮小に向けた事務事業の見直しを行いました。今後も事業実施の見極めと優先順位付けを行い、適正な予算規模となるよう、継続して取り組んでいきます。

(4) 業務改革の推進

限られた職員数で業務効率を上げるため、秩父市DX推進計画に基づき、ICTを活用した行政事務の効率化に取り組みます。また、これまでも進めてきた民間委託の推進については、引き続き業務の洗い出しを行います。

(5) 市債の抑制と基金の活用

必要な事業及び規模を精査するとともに、基金を活用して市債の発行を極力抑制し、市債残高の減少に努めます。

4 目標の設定

令和12年度の財政指標の目標を設定します。

指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度 (実績値)	令和12年度 (目標値)
経常収支比率	82.6%	85.1%	88.3%	88.7%	85.0%
実質公債費比率	3.4%	3.2%	2.5%	3.0%	7.0%以内
将来負担比率	13.7%	—	—	—	60.0%以内

※R4以降の将来負担比率は負数であるため、「—」で表示されます。

これまで、経常収支比率は85%を維持することを目標としてきましたが、令和6年度実績値は光熱水費や燃料費の増加等により88.7%となりました。85%という数値は埼玉県内ではトップクラスの数値であるため、これを達成することは容易ではありませんが、今後も全庁的な取組を継続することによって、目標達成を目指します。

実質公債費比率は、現在、非常に良好な数値となっています。しかし、今後の財政見通しで、地方税収入は毎年減少し、普通交付税も増額が見込めない状況となっていることから、前回目標値と同率の7%以内としました。

また、将来負担比率については、令和4年度以降負数になっているものの、公営企業会計や一部事務組合の動向により数値が上昇することも考えられます。今後も適正な基金残高の確保と市債残高の抑制を進め、60%以内を維持することを目標とし、将来に向かって健全財政の堅持に取り組みます。

5 中期財政計画（財政プラン）

本計画では、歳出削減を中心に考え、将来にわたって収支のバランスを保つ計画としています。

これまでは、段階的な歳出削減に取り組み、削減した一般財源を財政調整基金に積み立てる計画を実行してきました。令和6年度末時点で財政調整基金の残高は約29億円ですが、歳入が不足する際は多額の基金を取り崩すことから、決算時に剰余金が生じた場合は財政調整基金を中心に積立てを行っていくこととします。

令和10年度以降、形式収支の赤字が見込まれています。そこで、歳出削減については令和10年度、令和11年度に5億、令和12年度に8億円を削減することを目標とし、事業の見直しによる予算総額の抑制を推し進めていきます。それでも赤字が避けられないことから、積み立てた基金を活用して不足する財源を賄い、形式収支の赤字を避ける計画とします。

歳入 (単位:千円)

	R6(決算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
地方税	8,770,594	8,941,831	8,962,327	8,899,337	8,838,330	8,776,521	8,709,670
地方譲与税・交付金等	2,523,216	2,086,397	2,124,696	2,164,507	2,165,438	2,158,376	2,163,289
地方交付税	7,774,314	7,981,456	7,700,000	7,690,728	7,690,364	7,690,546	7,690,455
負担金・使用料等	596,598	581,818	610,957	600,897	597,684	599,209	594,288
国県支出金	6,706,475	6,329,842	6,344,619	6,273,109	6,170,375	5,968,662	5,916,804
繰入金・繰越金	5,405,929	5,065,860	3,915,192	3,430,379	2,685,181	2,628,497	2,308,420
地方債	1,905,003	1,788,200	1,185,900	982,000	901,900	852,200	812,100
その他	924,633	823,136	854,485	867,417	848,346	856,750	857,505
歳入合計	34,606,762	33,598,540	31,698,176	30,908,374	29,897,618	29,530,761	29,052,531

歳出

	R6(決算)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人件費	4,962,545	5,324,735	5,453,918	5,511,895	5,515,196	5,523,490	5,534,622
物件費	4,365,135	4,403,112	4,412,367	4,447,445	4,414,959	4,464,030	4,471,492
扶助費	7,103,857	7,136,231	7,119,096	7,091,843	7,014,036	6,991,374	6,901,866
補助費等	4,651,577	4,698,895	4,551,597	4,631,428	4,644,106	4,659,010	4,677,024
公債費	2,313,067	2,453,647	2,434,323	2,367,185	2,331,225	2,228,103	2,168,027
繰出金	2,811,316	2,880,701	2,724,474	2,692,013	2,698,385	2,704,140	2,696,897
普通建設事業費	2,940,375	2,131,709	2,102,910	2,118,687	2,008,521	1,958,167	1,920,674
その他	2,876,405	3,343,048	2,073,329	1,955,241	1,975,323	1,879,620	1,936,527
歳出合計	32,024,277	32,372,078	30,872,014	30,815,737	30,601,751	30,407,934	30,307,129

歳入合計－歳出合計(形式収支)	2,582,485	1,226,462	826,162	92,637	-704,133	-877,173	-1,254,598
-----------------	-----------	-----------	---------	--------	----------	----------	------------

財政プランを実施した場合

歳出削減による対応	0	0	0	0	500,000	500,000	800,000
基金の追加繰入による対応	0	0	0	0	300,000	400,000	500,000

プラン実施後の収支	2,582,485	1,226,462	826,162	92,637	95,867	22,827	45,402
-----------	-----------	-----------	---------	--------	--------	--------	--------

※端数処理により合計が合わない場合があります。

プラン実施により形式収支のマイナスを回避できます！

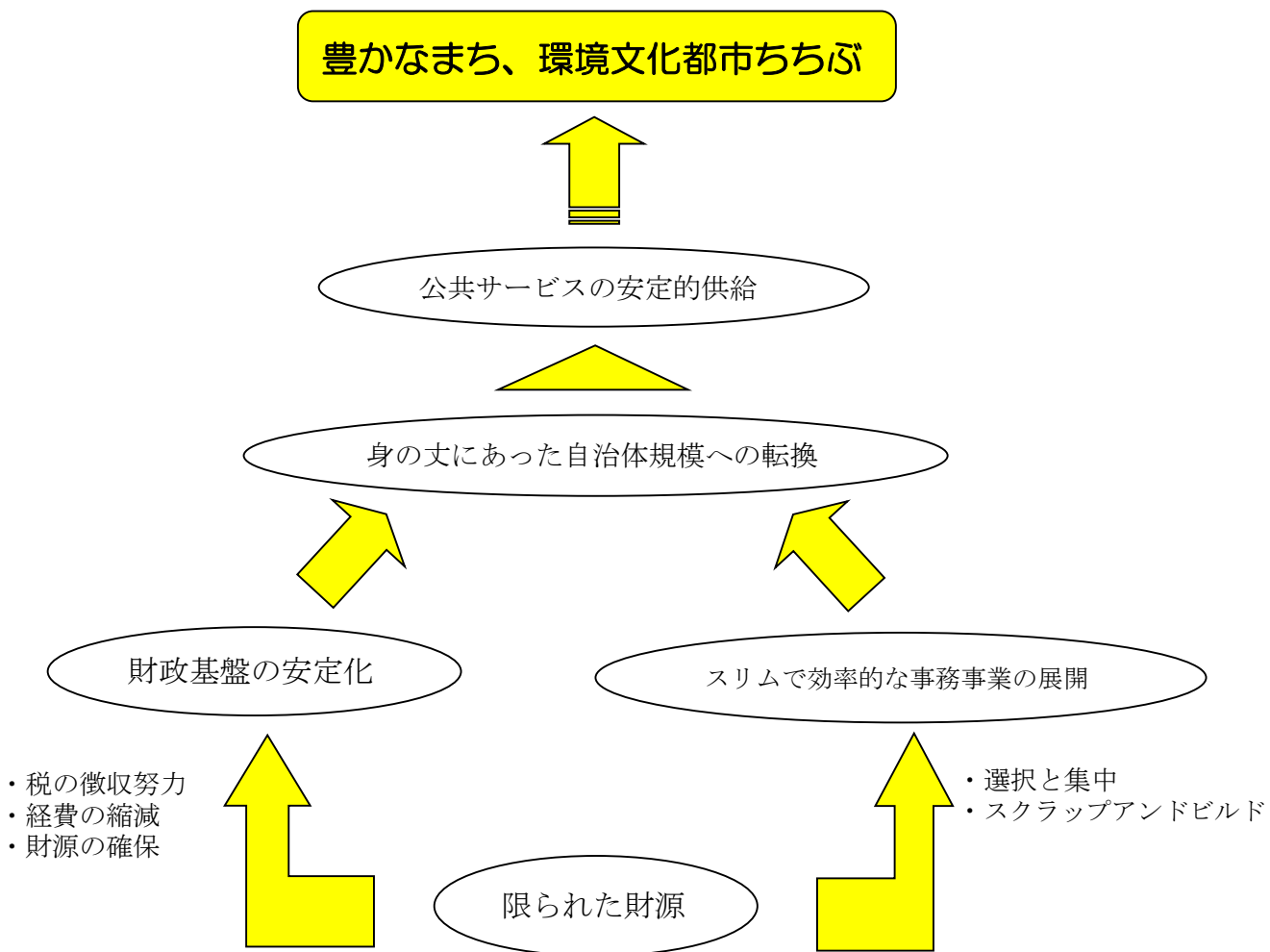
Ⅱ 第4次 財政健全化計画（令和3年度策定）

第1章 計画の基本的事項

1 基本的理念

本市では、合併により拡大した財政規模の適正化に向けて動き出さなければならない時期にきています。その中でも様々な施策の展開に対応するためには、限られた経営資源の有効活用により財政基盤を安定化し、スリムで効率的な事務事業を展開して、身の丈にあった自治体規模への転換を図ることが必要となっています。また、公共サービスを安定的に供給できるよう、持続可能で未来に責任を持てる自治体経営に取り組む必要があります。

そこで、医療、福祉、教育を充実させ、併せて地域の経済を活性化することで、心と体と生活を豊かにし、恵まれた自然と誇り高い文化を守り育む都市を目指すことを基本理念とし、「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の更なる発展のために「財政健全化計画」を全庁挙げて推進することとします。



2 計画の内容

(1) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

(2) 目標

これまで以上に行財政改革に取り組み、経常的な歳出削減対策や財源確保対策を講じながら、財政全般にわたり見直します。

そこで、社会情勢の変化などに柔軟に対応できるよう、また、新たな事業展開への財源確保を図る中で、財政の弾力性を示す「経常収支比率」に着眼し、数値目標を85%に設定（令和2年度決算では87.8%）し、取り組むこととします。

(3) 取組姿勢

本市では、平成17年の市町村合併に伴う各種の合併特例措置が全て終了し、今後は人口減少や高齢化がさらに進むことが懸念されるほか、コロナ禍による地域経済の落ち込みも重なり、財政状況はこれまで以上に厳しくなることが予想されます。そこで、前例や慣例にとらわれず、市民目線に立ってゼロベースで事業を再構築し、知恵を絞って、行財政改革を始め様々な行政課題に取り組むものとしてします。

第2章 財政健全化計画

1 人件費

人件費は、経常的経費の中でも大きなウェイトを占めており、今後の厳しい財政状況を見据え、引き続き職員数の削減を図り、人件費の抑制に取り組む必要があります。

適正に職員数を削減していくためには、組織体制や事務事業のスリム化は必要不可欠であり、市民が求める行政サービスの質と量に配慮しながら、身の丈に合った行財政規模への転換を推進します。また、定年延長や再任用制度により、今後は正規職員の削減が鈍化するため、現在会計年度任用職員を任用している所属に、正規職員を配属し、会計年度任用職員を削減するなど、人件費全体で削減を図ります。

なお、やむを得ず会計年度任用職員を任用する場合は、正規職員の事務配分等を見直し、現有の人員で事務処理ができないかを厳正に検討し、会計年度任用職員の任用は必要最小限とし、人件費の削減に取り組めます。

No	取組項目	取組の概要
1	退職補充の抑制 (職員数の削減)	定員適正化計画や組織・職制の見直しにより、職員数の削減を図り、人件費を抑制する。 目標値 △25人

2	時間外勤務手当の削減	フレックスタイムの活用や事務配分の見直し、課内の協力体制の強化により、時間外勤務手当の削減に努める。 目標値 △10%
3	会計年度任用職員の採用抑制	会計年度任用職員を任用する場合は、正規職員の事務配分の見直しにより対応できないか検討する。また、現在、会計年度任用職員を任用している場合でも事務内容や事務量を検証し、真に会計年度任用職員が必要かを精査する。

2 扶助費

歳出総額に占める扶助費の割合は高く、また、急速に進む少子高齢化社会への対策や障害者自立支援給付費、子育て支援費のウエイトが高まっています。

扶助費は生活保護法や児童福祉法、障害者総合支援法等に基づき被扶助者に支給されているもので、簡単に経費削減ができる性質のものではありません。

しかし、簡単に削減、圧縮できない経費であるがゆえに本市の財政力に比べ過重なサービスとなっていないか常に検討する必要があります。今後は住民ニーズや事業成果を客観的に分析し、各種事業の中に、見直し可能な単独事業などがないか常に検討を行い、経費の増加率を抑制していきます。

No	取組項目	取組の概要
1	重複するサービスの事業廃止の検討と見直し及びサービス内容の見直し	本市が実施するサービス事業のうち、他のサービスの利用でカバーできる事業の見直しを図る。また、支給金額等のサービス内容の見直しを図る。
2	生活保護受給者の自立支援の充実	自立を助長するための就労支援等、相談・指導体制の一層の充実を図る。

3 公債費

公債費（市債の元利償還金）の増大が、財政構造を硬直化させる要因となり、経常収支比率を押し上げることとなります。本市においても、旧合併特例債を活用したインフラ整備、臨時財政対策債の累積により、公債費が増加傾向にあります。今後はファシリティマネジメントの観点から、インフラ施設等の長寿命化事業に重点を置き、地方債の発行は極力抑制しなければなりません。

また、令和3年度からは合併特例債が発行できなくなったため、償還に対し交付税算入率の高い地方債を効果的に活用していくことで、実質的な市の負担を軽減していきます。

こうした状況のもと、公債費抑制の方策としては、既に借り入れた債務を繰上償還することや、据置期間や償還期間の見直し、基金活用による借入額抑制等の検討を行います。

No	取組項目	取組の概要
1	償還期間の検討	10年ごとに借り換えを行う金利見直し方式により借入を行い、借入利率を抑制する。
2	繰上償還の実施	減債基金を活用して10年の利率見直し時期に合わせて繰上償還を実施する。
3	基金活用による地方債発行の抑制	地方債総額を抑制するため、公共施設整備基金を繰り入れて普通建設事業の財源とし、地方債発行額の抑制を図る。
4	地方債種類の検討	普通交付税算入率の高い地方債を活用し、後年度の元利償還の際の自主財源充当額を抑制する。

4 物件費・維持補修費

物件費は、旅費、委託料、需用費、備品購入費など、維持補修費は、施設の修繕料などであり、特に各施設の管理経費の増加やアウトソーシングの増加は、経常収支比率を押し上げる要因となっています。

合併により増大した公共施設について、稼働状況、地域性、施設の老朽化等の状況を勘案しながら統廃合や再配置を進めるファシリティマネジメントを推進し、物件費の削減に努めます。特に、個別施設計画で統廃合を決定した施設については、統廃合の手続きを遅滞なく進めます。

光熱水費などの経費は、職員個人レベルでの日常の努力が必要なことから、「職場での行動計画」を定めて、今まで以上にコスト意識を徹底します。

また、民間で実施できるサービスについては、積極的に民間委託に移行し、スリムな行政運営を実現します。

No	取組項目	取組の概要
1	施設運営の見直し	ファシリティマネジメントにより、施設の統廃合を積極的に進める。
2	印刷枚数の削減	資料コピーだけでなく、プリンタ出力による枚数を削減することにより用紙代及び使用料の削減を図る。具体的には、パソコン、タブレット端末上で完結できる内容の不必要な印刷の廃止や両面印刷の励行、庁内グループウェアの活用、裏面の再利用、レイアウトの工夫などによる。
3	事務用品費の削減	事務用品の単価契約を締結し、消耗品の購入単価を下げるとともに、部局やそれに準じる複数の課所単位で共同で調達することで、事務用品の重複を避け、経費節減につなげる。 リサイクル製品の活用や定期購読誌を見直す。

4	光熱水費の削減	こまめに消灯、昼休や離席時にはパソコンの電源オフ、昼休み・就業後の消灯を徹底して光熱水費を削減する。 また、ちちぶ新電力の利用により、従来よりも低額で地産地消の電力利用につなげる。
5	公用車管理の見直し	公用車の稼働率の実績に基づいて台数を抑制し、各所属管理車両から共用車両への移管を進めるとともに、普通自動車から軽自動車への置き換えを行い、燃料費、車検代を削減する。
6	電話料、郵送料の削減	Eメールやファイル交換サービスの活用による通信運搬費の削減。
7	委託契約の内容・方法の見直し	人件費の抑制効果も考慮した上で、住宅管理、清掃、施設管理等、職員が直接担うべき業務を精査し、各業務の外部委託を検討する。また、同種の委託契約の一括契約、複数年契約により、スケールメリットを生かした単価削減を図る。

5 補助費等・繰出金・出資金

補助費等は、各種団体や一部事務組合への負担金や補助金などであり、繰出金は、一般会計から特別会計・企業会計へ国が定めた基準等に基づき支出されているものです。

補助費等については、市政の補完的、代行的な役割を果たしている団体などに支出されており、その事業が効率的、効果的に行われているかどうか交付対象事業を一定の公平性などの観点から見直す必要があります。

繰出金については、国の定める基準があるため、その金額を削減することは容易ではありませんが、特別会計・企業会計内において経営努力を行い、独立採算の原則に基づき、収入の確保とコストの削減を行っていくべきです。また、一部事務組合に対しても引き続き市と同様のコスト削減に努めるよう働きかけます。

公営企業への出資金についても、国が定めた基準等に基づき、長期的な視点に立ち適切に対処します。

No	取組項目	取組の概要
1	補助金等健全化に関する要綱の推進	財政健全化推進本部の推進部会を活用し、補助金等健全化に関する要綱による効果の検証と要綱の基準に合致していない補助金の見直しを図る。
2	特別会計・企業会計及び一部事務組合に係る負担金・繰出金の削減	対象となる会計の経営努力により、受益者負担の原則に基づき、収入の確保や利用料金の見直しを含めた適正化を検討する。

3	会費、研修会参加費等経費の見直し	関与の見直しや必要性を再検討して経費の削減を図る。
---	------------------	---------------------------

6 歳入確保（その他取り組むべき方策）

（1）市税の確保（歳入の徴収向上）

本市の令和2年度の市税の当該年度課税分の徴収率は、98.4%ですが、市税全体の徴収率は、滞納分の納付が進まなかったことから95.8%となっています。納税者の利便性を踏まえた収納方法を検討し、期限内納付を推進することにより収納率の向上を図ります。

（2）受益者負担原則の徹底

行政サービスを提供する場合に要する費用の財源は、市税収入などが基本ですが、駐車場や文化・スポーツ施設などのように、特定の利用者にサービスが限定される場合は、利用者と利用しない人との負担の公平の観点から、その利用者に費用負担を求めるべきであるという考え方が受益者負担の原則です。この原則に基づいて、「経営」の観点からコストを縮減するとともに、民間・他団体などと比較してバランスを欠いているものは歳入面においても見直しを行います。また、同種・類似の事業について、利用者の負担水準に格差がある場合についても見直しを行います。

（3）広告収入の検討

現在保有している資産を最大限に活用することや、新たな手法に基づき歳入を増やす必要性が高まっていることから、広告収入推進のための研修等を行い、市ホームページや広報誌などの刊行物、封筒やパンフレット等の印刷物、公共施設への広告掲示やネーミングライツ（命名権）などを活用した広告収入事業の拡大を行います。

（4）未利用財産の売却・貸付の促進

土地の新規取得を抑制するとともに、市有資産の利用計画や利用状況を見直し、施設の統廃合、敷地の高度利用、他用途への転用など有効活用を図ります。また、将来事業化を予定しているが、当面は利用予定のない土地は、一時的に貸付を行うなど有効活用を図ります。さらに、市の財産として有効活用できない土地は売却の方向で検討します。

（5）行政財産の有効活用

地方自治法の改正により、行政財産の目的外使用で設置許可をしている自動販売機について、貸付による設置が可能になりました。貸付時に設置事業者を公募することで、設置における機会均等や公平性が確保できるとともに、競争入札や見積り合わせ等の実施により、歳入の増加が期待できます。さらに、複数年契約が可能となり、事務手続きの効率化も図れますので、今後、契約更新時には、順次、貸付方式の導入を検討します。

(6) ふるさと納税寄附金の募集

新たな財源として「ふるさと納税」が注目されており、現在でも寄附者への特典を用意して積極的に募集をしていますが、今後は企業版ふるさと納税制度や、使途を明確にしたクラウドファンディングの活用も推進します。

むすびに

中期財政計画及び財政健全化計画を策定するにあたり、本市の財政全体を考慮し、特別会計の健全性なども視野に入れながら、普通会計の収支バランスを確保することこそが最大の目的であります。

そのためには、行財政運営の一翼を担う職員一人ひとりが厳しい現実を直視し、行政としての責務を果たす必要があり、この取組を一層強化し、未来に向けた新しい市政を創造していかなければなりません。

さらには、市民とのパートナーシップの強化により、急速に進む少子高齢化の進行、環境問題などの諸問題に優先的に対応できるよう、積極的かつ自主的な行財政運営のあり方を模索し、構築していくことも必要であると考えます。

本市の財政健全化に向けた取組は、市政進展のため欠かせないものであり、地方分権の時代にふさわしい「簡素で効率的な行政システム」を確立することが必要です。こうしたシステムの下で、重要政策課題としての雇用の確保や安心できる医療と福祉の実現、環境・観光のまちづくりなどの諸課題に各職員が的確に応え、備えることができるよう、この計画に示した様々な取組を実施していかなければなりません。また、2050年のカーボンニュートラルに向けてグリーン政策が求められる中で、環境政策と費用対効果のバランスを保ち、財源確保に留意しながら取り組むことが必要となります。

本市では既に各職員が重要課題に積極的に対応し、行政評価制度を活用した予算編成等の行財政改革に取り組んでおり、多くの部分で成果を挙げてきています。しかし、改革には多くの痛みが伴います。経費の節減を進めるとき、サービスの質の確保と住民負担の増加とのバランスを考慮しなければならず、特に市民等の「協働によるまちづくり」への参加意識や行政運営に対する士気の低下等を招くことのないよう細心の注意を払いながら、財政の健全化に努めなければなりません。

この計画に示された個々の取組は目標であり、容易に実行、達成できるものではありません。しかしながらその達成度は、最終目標である「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の達成度を左右することからも、この計画に示した目標以上の効果をあげることができるよう、アイデアを出し合い、全庁を挙げて歳入確保・歳出削減対策に取り組む必要があります。

今後、常に経費を含めた現行事業の見直しや検討を行いながら、市民ニーズに対応した行政が実施できるよう、この計画を推進してまいります。

担当部署	財務部財政課
所在地	秩父市熊木町8番15号
電話番号	0494-22-2203
メールアドレス	zaisei@city.chichibu.lg.jp